

湯本指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供いたします。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1)居宅介護支援事業所の所在地等

事業所名	湯本指定居宅介護支援事業所
所在地	岩手県花巻市金矢第5地割435番地1
電話番号	(0198) 27-3916
介護保険指定番号	花巻市指定 第[0370500118]号
管理者	久保 郁子
法令遵守責任者	牛崎 寿紀
サービス提供地域	花巻市

(2)事業所の従業者体制

	業務内容	常勤	非常勤	合計
管理者	事業所の管理・運営全般	1名（介護支援専門員兼務）		1名
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	3名（専従3名）		3名

(3)サービス提供相談窓口 開設時間

月～金曜日 8時30分～17時00分

〔 12月29日～1月3日と
8月14日～8月16日を除く 〕

3. 市町村への届出

居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を花巻市へ届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは介護支援専門員にご相談ください。

4. 事業所のサービスの内容と利用状況について（付属別紙1 サービス提供の標準的な流れをご参照ください）

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について。

5. 利用料金

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（月額）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、花巻市の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

令和 8 年 6 月 1 日より実施（1 単位＝10 円） 下記について利用者の自己負担はありません）

区分 (介護給付)		改 定 後	備 考
サービス 計画費	要介護 1・2	10,860 円	ケアマネ一人当たりの担当件数が 40 未満から 45 未満の場合
	要介護 3・4・5	14,110 円	
特定事業所 加算（Ⅲ）		3,230 円	・常勤の主任介護支援専門員を配置。 ・常勤の介護支援専門員を配置 ・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加。 ・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施している。
その他の 加算	初回加算	3,000 円	初めて、または、2 段階以上の認定区分が変更した際に居宅サービス計画を策定した場合。
	通院時情報連携加算	500 円／月	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。
	入院時情報連携加算（Ⅰ） 医療機関等へ入院された場合は介護支援専門員の氏名を担当医へお知らせください	2,500 円	利用者の入院先の病院・診療所に対して当日（営業時間後営業日以外）の入院の場合は翌日含む）利用者の必要な情報を提供する。
	入院時情報連携加算（Ⅱ） 医療機関等へ入院された場合は介護支援専門員の氏名を担当医へお知らせください	2,000 円	利用者入院先の病院・診療所に対して 2・3 日（営業終了後入院で、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合はその翌日含む）利用者の必要な情報を提供する。

	退院・退所加算	カンファレンス参加無しの場合 I1 連携1回 450 円/月 I2 連携2回 600 円/月 カンファレンス参加有りの場合 II1 連携1回 600 円/月 II2 連携2回 750 円/月 III 連携3回 900 円/月	退院・退所するにあたり、当該医療機関の職員と面談を行い、利用者の情報提供を受け、計画書を作成し居宅サービスの利用に関する調整を行った場合。
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	医療機関の求めにより、医療機関職員と共に利用者宅を訪問し、カンファレンス後、サービス等の調整を行った場合。
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者または家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前の14日以内に2日以上利用者または家族の同意を得て利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。
	特定事業所医療介護連携加算	1,250 円	前々年度の3月から前年度の2月までの間にターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定した場合。
	同一建物に居住する利用者に対する減算	(新設) 所定単位数の95%を算定	下記のいずれかに該当する利用者。 ① 居宅介護支援事業所と同一建物、または同一敷地内に居住。 ② 居宅介護支援事業所における1月あたりの利用者が、同一建物に20人以上居住する建物に居住。
	介護職員等処遇改善加算	所定単位数の2.1%を算定	職員の職場環境改善を目的に創設。人材確保・定着を目的としている。

6. サービスの中止（キャンセル）等

(1) 利用者がこの居宅介護支援に係る介護サービス提供を中止する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。

- ・連絡先（電話）： 0198-27-3916
- ・連絡時間： 8:30～17:00

- (2) 居宅サービス計画の変更、連絡調整等事業者に対して利用者が行った依頼等を取り消す場合、夜間及び緊急時等の連絡につきましても上記までご連絡ください。

7. 緊急・事故発生時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合又は、事故が発生した場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

主治医		TEL
医療機関		TEL
ご家族（主）		TEL
ご家族（副）		TEL

8. 守秘義務に関する対策

(1) 原則

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

(2) 情報提供する場合

事業者は居宅サービス事業所とのサービス調整等のために利用者及び家族の個人情報を用いる場合がありますが、あらかじめ文書にて同意を得ることとします。

9. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室窓口担当責任者：久保 郁子

ご利用時間：月～金曜日 8時30分～17時00分

電話番号：0198-27-3916

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

◎花巻市役所 健康福祉部長寿福祉課

岩手県花巻市花城町9番30号

電話番号：0198-24-2111

受付時間：8時30分～17時00分(土日、祝日を除く)

◎岩手県国民健康保険団体連合会保険介護課(土日、祝日、12/29～1/3を除く)

所在地：岩手県盛岡市大沢川原3-1-1

電話番号：019-604-6700

受付時間：9時00分～17時00分(土日、祝日を除く)

10. 損害賠償について

当事業所において、利用者様に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合、損害賠償責任を減じさせていただきます。

1 1. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者： 管理者 久保 郁子
- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

1 2. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 衛生管理等について

当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

1 4. ハラスメント防止について

当事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント）
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該事業所職員、取引先事業者の方、御利用者及びその御家族等が対象となります。
- (2) 利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある下記の行為は組織として許しません。（カスタマーハラスメント）
 - ① 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
 - ② 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
 - ③ 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
 - ④ その他、職員の就業環境を著しく害する行為
- (3) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止を検討します。
- (4) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的 to 話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

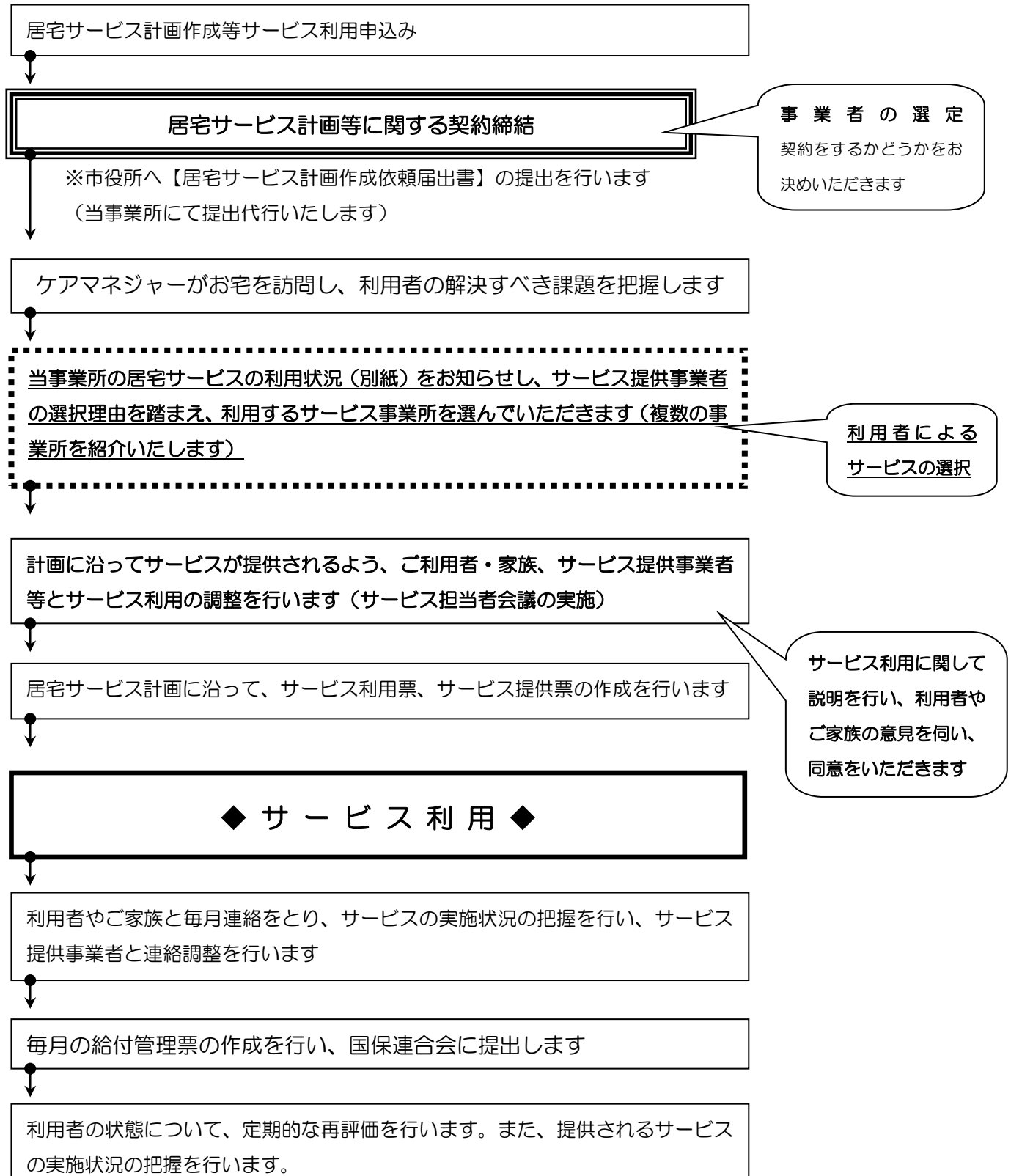
- (5) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 5. 身体拘束防止について

- (1) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（付属別紙1）

サービス提供の標準的な流れ





居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、居宅介護支援事業所ならびに介護支援専門員（ケアマネジャー）が変更になる場合があります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。指定居宅サービス事業者等の選定理由、並びに複数の事業所の説明を行いました。

＜事業者＞

所在地 岩手県花巻市金矢第5地割435番地1

事業所名 湯本指定居宅介護支援事業所

管理者 久保 郁子 印

説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しました。指定居宅サービス事業者等の選定理由、並びに複数の事業所の説明を受けました。

＜利用者＞

住所

氏名 印

＜利用者代理人(選任した場合)＞

住所

氏名 印 (続柄)